



(2) 税務署の機構

		( 該当署名 )	
署副署長	特別国税調査(徴収)官 総務課 税務広報広聴官 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門 酒類指導官	岐阜北(注1)、静岡(注2)、浜松西(注3)、 沼津(注3)、名古屋中(注4)、豊橋(注5)、 一宮(注6)、刈谷(注6)、津(注7)	( 9 署 )
署副署長	特別国税調査(徴収)官 総務課 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門 酒類指導官	名古屋中村(注8)、熱田(注9)	( 2 署 )
署副署長	特別国税調査(徴収)官 総務課 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	岐阜南(注10)、大垣(注10)、多治見(注10)、関、 清水、浜松東(注10)、熱海、三島、富士(注10)、 磐田、藤枝、千種(注11)、名古屋東(注12)、 名古屋北(注13)、名古屋西(注13)、昭和(注14)、 中川(注15)、岡崎(注15)、半田(注15)、津島(注 15)、豊田(注15)、小牧(注15)、四日市(注15)、 伊勢	( 24 署 )
署長	特別国税調査(徴収)官 総務課 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	高山、島田、掛川、尾張瀬戸、西尾、桑名、鈴鹿	( 7 署 )
署長	総務課 管理・徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	松阪、上野	( 2 署 )
署長	総務課 管理・徴収部門 個人課税部門 法人課税部門	中津川、下田、新城、尾鷲	( 4 署 )

- (注) 1 岐阜北署は特別記帳指導官、国際税務専門官、審理専門官、情報技術専門官、特別調査情報官及び連絡調整官が設置されている。  
 2 静岡署は税理士専門官、納税専門官、評価公売専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別調査情報官、評価専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 3 浜松西署及び沼津署は審理専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 4 名古屋中署は税理士専門官、評価公売専門官、特別記帳指導官、国際税務専門官、情報技術専門官、審理専門官、特別調査情報官、評価専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 5 豊橋署は審理専門官、国際税務専門官及び連絡調整官が設置されている。酒類指導官は設置されていない。  
 6 一宮署及び刈谷署は連絡調整官が設置されている。酒類指導官は設置されていない。  
 7 津署は審理専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 8 名古屋中村署は連絡調整官が設置されている。  
 9 熱田署は審理専門官、評価専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 10 岐阜南署、大垣署、多治見署、浜松東署及び富士署は連絡調整官が設置されている。  
 11 千種署は評価専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 12 名古屋東署は資産課税部門が設置されていない。  
 13 名古屋北署及び名古屋西署は連絡調整官が設置されている。  
 14 昭和署は審理専門官及び連絡調整官が設置されている。  
 15 中川署、岡崎署、半田署、津島署、豊田署、小牧署及び四日市署は連絡調整官が設置されている。